小児慢性特定疾病医療受給者証保持者のうち、令和4年4月1日時点で患者年齢が17歳以上の方に送っています。

## 【お知らせ】令和4年4月以降は、18歳以上の患者(成年患者)は、 申請者が保護者から本人に変わります。

※小児慢性特定疾病医療費支給認定(更新)申請書を提出する予定のない方については、不要の情報となります。

民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)が令和4年4月1日から施行されます。これにより成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、小児慢性特定疾病医療費助成申請について、18歳以上又はこれから18歳になる対象者の方におかれましては、下記「受診者が18歳以上(成年患者)の場合の注意事項」を確認してください。

## 受診者が 18 歳以上(成年患者)の場合の注意事項

変更項目等	令和4年3月31日まで	令和4年4月以降
(更新)申請者	患児の保護者	成年患者(※1)
(更新)申請先	保護者の住所地がある自治体	成年患者の住所地がある自治体
受給者証の保護者欄		
(氏名・続柄・住	あり	なし(空欄)(※2)
所)の印字		
自己負担上限額	本人保険非課税の場合、保護	本人保険非課税の場合、保護者
	者所得も考慮する。	所得を考慮しない。
	従前のとおり、申請者として登録してある住所に送付します。成年患	
更新のお知らせ	者に送付する必要がある場合は、	変更交付申請をお願いします。ただ
	し、時期によっては変更前の申請者住所に送付されます。	

- ※1 申請者の代わりに父母等が申請書類を提出する場合の委任状の委任者も成年患者に変わります。
- ※2 中野区では、令和4年4月1日より東京都から小児慢性特定疾病医療費助成事業を引き継ぎます。 東京都より引き継いだデータを元に、全て、これまでの保護者を印字して発送しておりますが、問題な くご使用できますので、ご了承ください。なお、更新申請または変更届出時より上記取扱いといたしま す。